

第6次草津市総合計画第2期基本計画（案）における「子ども」の表記について

現在策定中の「草津市子ども・若者計画」（案）において、「子ども」「若者」の定義や「子ども」表記の考え方について、整理が進められていることから、第6次草津市総合計画第2期基本計画（案）における「子ども」の表記について見直しを行いました。

（1）基本的な考え方

現在策定中の「草津市子ども・若者計画」（案）において、「国で示された表記方法を準用し、本市においても、特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いる」という整理がされておりますことから、原則「子ども」表記に改めます。

（主な修正箇所）

リーディング・プロジェクト	未来を担う <u>子ども</u> 育成プロジェクト
分野（9）	<u>子ども</u> ・子育て・若者
基本方針（3-1）	<u>子ども</u> の生きる力を育む教育の推進
基本方針（9-1）	安心して <u>子ども</u> を生き育てられる支援の充実
基本方針（9-3）	<u>子ども</u> ・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり
基本方針（9-4）	<u>子ども</u> ・若者を支える環境づくり
施策（9-1-②）	<u>子ども</u> の発育・発達に向けた子育て支援
施策（9-3-②）	<u>子ども</u> ・若者が安心できる場づくり
施策（9-4-①）	<u>子ども</u> ・若者の健全育成の推進

（2）「子ども」以外の表記とするもの

以下については、「特別な場合」に該当すると考えられることから、「子ども」表記のままとします。

地域幸福度（Well-Being）指標	主観指標15 私の暮らしている地域では、 <u>子ども</u> たちがいきいきと暮らせる	一般社団法人スマートシティ・インスティテュート「地域幸福度（Well-Being）指標」からの引用であるため（他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる必要がある）
---------------------	---	--

(5) 本計画における「こども」、「若者」の定義および「こども」の表記について

【こども基本法における「こども」の定義】

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

【こども大綱における「こども」、「若者」の定義】

「こども」は、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

【子供・若者育成支援推進大綱における「若者」の定義】

若者は、思春期、青年期(おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者)も対象とする。

【子ども・子育て支援法(第 6 条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

【「こども」の表記について】

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和 4 年 9 月 15 日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について(依頼)と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

(特別な場合の判断)

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例: 公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合
例: 既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

上記の定義を踏まえて、本計画における「こども」の範囲は概ね 29 歳までの者とし、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む 39 歳までの者としします。また、国で示された表記方法を準用し、本市においても、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。(特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いとします。)

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合があります。

※ 所属名については、令和 6 年 10 月時点の名称で記載しています。

◀ 「こども」と「若者」の範囲 ▶

